

□■□ 記入上の注意 □■□

- サークル名の記述(振込み口座の名義も含む)を統一してください。
- 修正液及び消せるボールペンは絶対に使用しないでください。記入にあたっては、黒のボールペンで、楷書ではっきりとご記入ください。(誤りのある場合は、二重線を引いてください。)
- 申請年月日は空白のままにしてください。

◎活動計画書(第1号様式)

毎回の活動ごとに記入するのではなく、例会等の内容が重複する場合は、まとめてご記入ください。

【重要】自然災害等の影響で実施できなかった、又は参加者がいなかった場合
補助金交付要件の1つとして「**月1回以上の活動する**」があるため、自然災害等の影響で実施できなかった又は、参加者がいなかった場合には、別日を設けるなど、年間12回以上活動するようにして下さい。
(オンラインを活用した活動についても、年間の活動回数に含むこととします。)

年間活動計画書(記入例)

実施年月日	事業内容	予定人数		開催場所
		保護者	子ども	
R8.4.3~R9.3.6 (第1金曜日・計12回)	例会(親同士の情報交換)	10	12	〇〇公民館☆☆室
R8.6.22	助産師さんをまねいての講演会	12	14	〇公民館□□室
R8.10.24	奈良公園へ遠足	12	14	奈良公園
R8.4.11~R9.3.13 (月1回・計12回)	親子で工作(折り紙で兜作り・七夕飾り作り等)	10	12	〇〇公民館☆☆室

◎会員名簿(第2号様式)【会員氏名・住所・子どもの名前(年齢)は、必ずご記入ください。】

申請時点での会員にかかる必要事項をご記入ください。

また、会員(保護者)氏名、住所、子どもの名前(年齢も)が記載されている、サークルで独自に作成された名簿を添付していただいても結構です。(この場合、第2号様式の会員名簿の「1箇月の活動回数」の欄より上の部分を全てご記入いただき、住所の下の部分に「別紙」とご記入ください。)

◎補助金等交付申請書(押印不要です。)

申請者の住所(代表者の住所)、サークル名、代表者氏名を記入してください。(その他は、空白。)

◎相手方登録申請書(新規申請、代表者及び口座等を変更される場合のみ提出)

新規での申請の場合は、☆☆☆☆☆(サークル名)代表 〇〇〇〇〇という口座を作っていたら、その口座を支払口座に指定してください。

相手方登録申請書内の支払方法は、「1. 口座振替」のみ選択してください。

また、過去に補助金の申請実績がある場合についても、登録時より代表者や振込先等に変更が生じている場合は、相手方登録申請書の提出が必要です。

【重要】サークル活動での支出に伴う領収書について

年度末の決算報告について、子育てサークルの活動経費として支出したものの全ての領収書の原本（商品名等金額の詳細が明記されているもの）と、会計簿の写しの提出が必要になります。

・領収書の原本は、決算書と照らし合わせて確認しやすいように、**費目ごと**にご提出ください。領収書として残しにくいもの（会場費、講師謝礼等）についても、必ず確認できる書類をご提出ください。

・領収書は、**活動のために購入したもののみ**をまとめて作成してください。

・会計簿は全体の収入、支出をわかりやすく記入し、ご提出ください。

（領収書がない場合等の支出の証明ができない場合は、補助対象経費として認められない場合があります。）

（家でチラシなどを印刷された場合のコピー代や講師謝礼、交通費についても、領収書を作成していただくか、金額の詳細がわかるようにしてください。

領収書 ○○年○月○日 <u>(子育てサークル名) 様</u> ¥ 金額 但 講師代(交通費代) 上記正に領収いたしました 住所・氏名・印	コピー代として ○円×○○枚 合計○○円 ○○年○月○日 氏名 印
---	---

【補助金額について】

補助対象経費（活動費から食糧費及びプレゼント代等を差し引いた額）に 2 分の 1 を乗じた額で、1,000 円未満を切り捨てた額と補助金限度額（30,000 円）を比べて、少ない方の額になります。

ただし、補助金交付申請の額は、予算に基づいて算出された額であるため、令和 8 年度末の実績報告（決算）により変更されることがあります。

例）補助金申請額が 30,000 円の場合

当初の補助金交付申請額が 3 万円で、年度末の実績報告により①補助対象経費が増額となった場合、補助金額の変更はありませんが、②補助対象経費が減額となった場合、補助金額が減額となります。

【当初の補助申請時 補助対象経費が、70,000 円⇒補助金額 30,000 円】

① 実績報告時 補助対象経費が、80,000 円⇒補助金額 30,000 円〈補助金額の変更なし〉

② 実績報告時 補助対象経費が、50,000 円⇒補助金額 25,000 円〈5,000 円の減額〉

※補助金確定後に補助対象経費が増加し、補助金額の変更が生じる場合は、変更申請書の提出をお願いします。

【重要】

補助金申請後、代表者が変わったり住所変更した場合または、途中でサークルが解散や合併したことによって、補助金の交付要件を満たさなくなった場合は、必ず速やかに子ども育成課にご連絡ください。